建築物以外の公共交通機関の施設



1 改札口

基本的な考え方

建築物の出入口と同様に、改札口は車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

整　備　基　準

改札口を設ける場合においては、建築物13の項に定める構造の改札口を１以上設けること。

── ユニバーサルデザイン施設整備基準 ──

改札口を設ける場合においては、建築物13の項に定める構造の改札口を１以上設けること。

解　説

○改札口は、建築物の出入口に準じて規定しています。

配慮事項

○誘導用床材の敷設にあたっては、通路等との連続性を保つことが重要です。

改札口の配置例

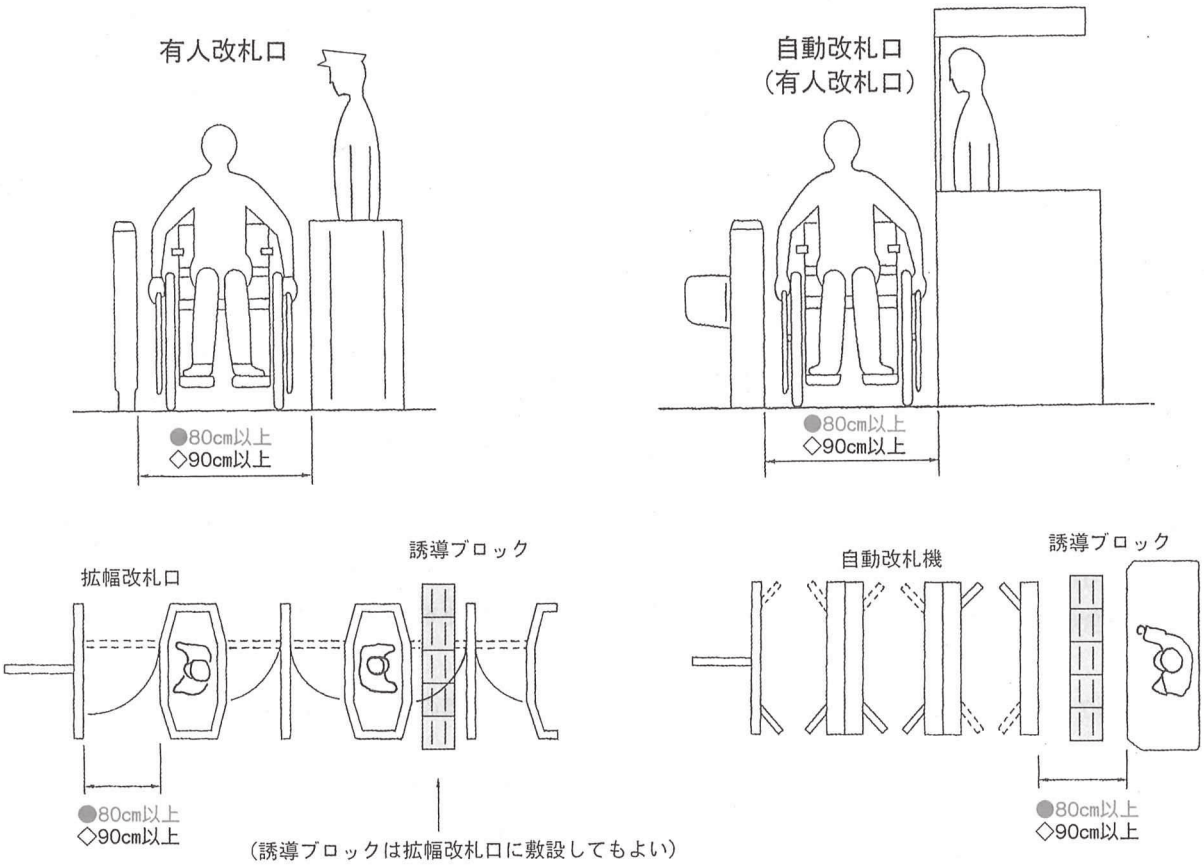

改札口の配置例

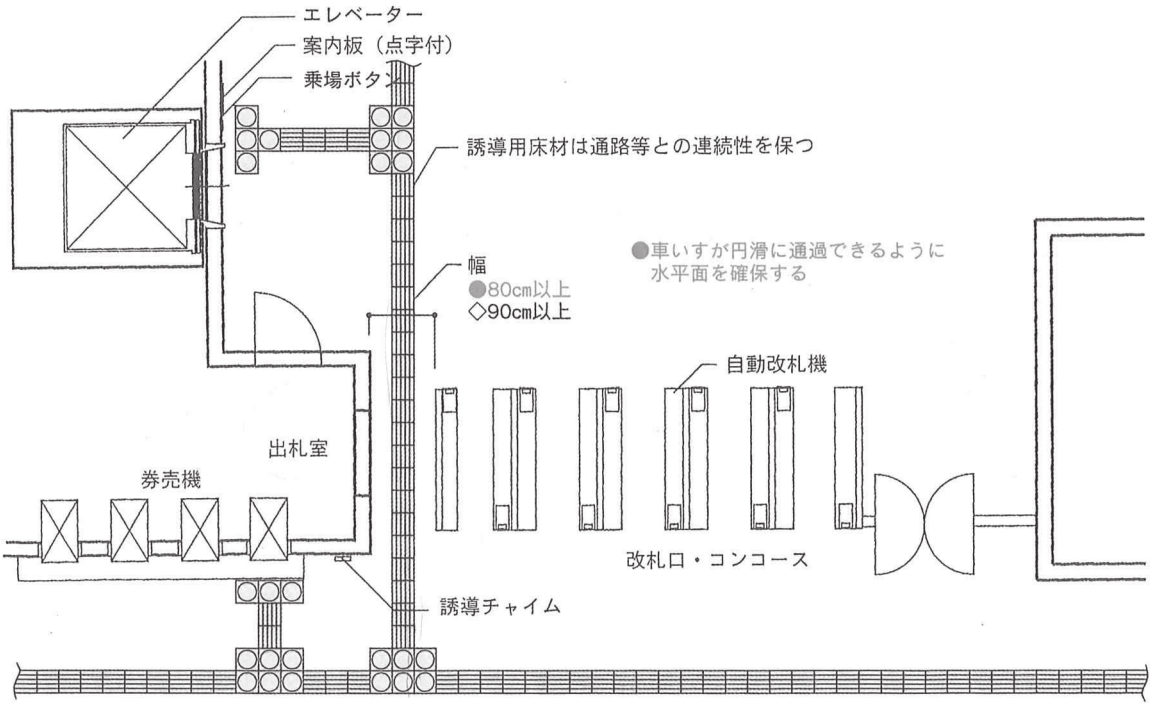

凡例　● 整備基準
　　◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

建築物以外の公共交通機関の施設



2 通路その他これに類するもの

（以下「通路等」という。）

基本的な考え方

建築物の廊下や敷地内通路と同様に規定しており、改札口から乗降場までを対象としています。車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

整備基準 ── ユニバーサルデザイン施設整備基準 ──

(1)建築物７の項(1)から(3)までに定める構造とすること。

(2)建築物13の項に定める構造の改札口又は１の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ１以上の経路においては、通路等を次に定める構造とすること。この場合において、４の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該１以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。

ア　建築物７の項(4)のア及びイに定める構造とすること。

イ　４の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

(3)改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ１以上の通路等は、次に定める構造とすること。

ア　誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

イ　傾斜路及び段の上端に近隣する通路等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の１を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の１を超えないものを除く。）。

(1)建築物13の項に定める構造の改札口又は１の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、通路等の幅員は180センチメートル以上とすること。この場合において、４の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該１以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。

ア　通路等の幅員は、180センチメートル以上とすること。

イ　段を設ける場合においては、第１の表の３の項のエに定める構造とすること。

ウ　こう配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路には、両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。

(2)傾斜路及び車寄せ等の他の交通機関への乗り換え部分には、ひさし、雨よけ等を設けること。

解　説

○建築物の敷地内の通路等に準じて規定しており、改札口から乗客の乗降口までを対象としています。

通路

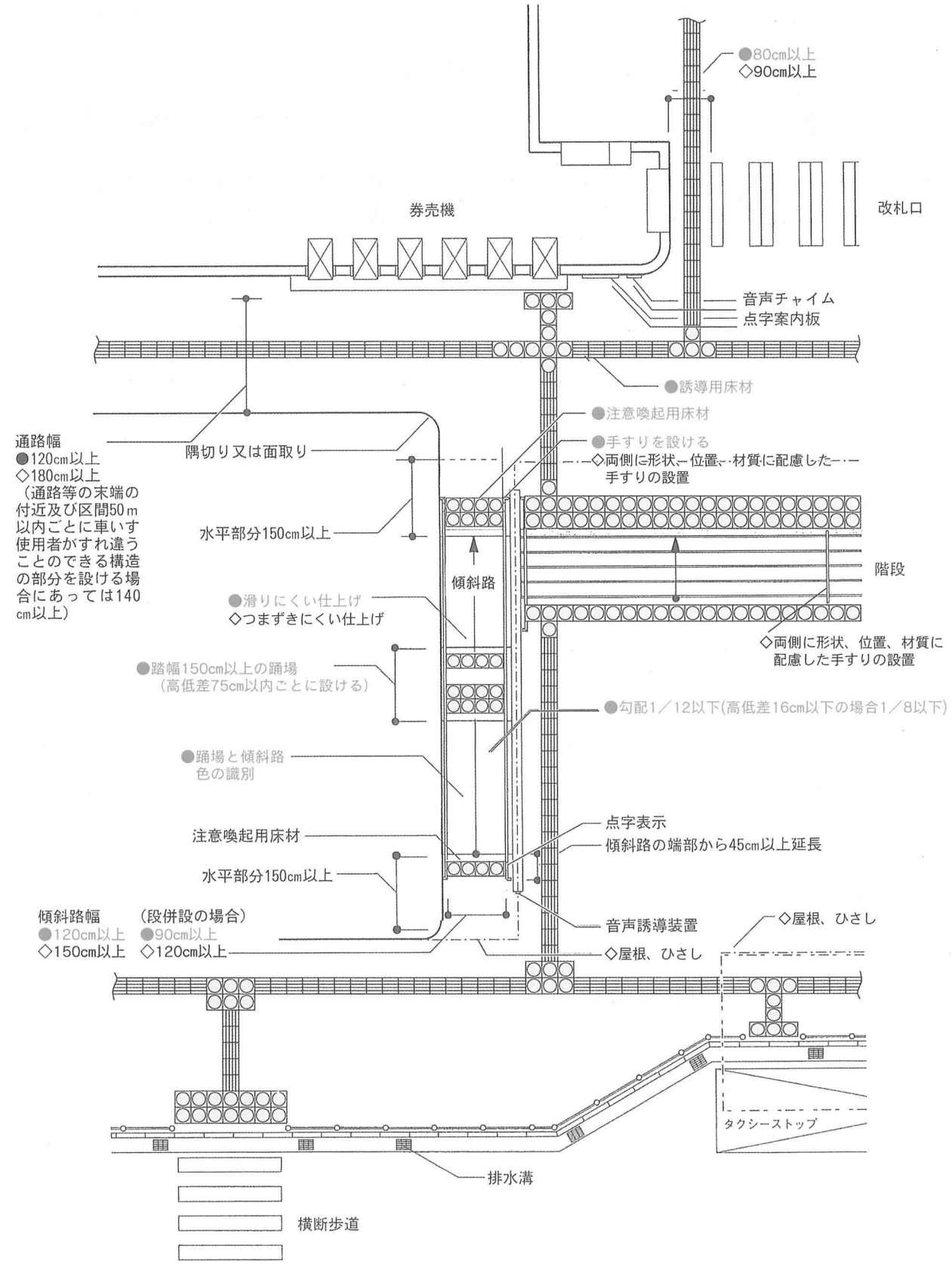

凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

建築物以外の公共交通機関の施設



3 階段

基本的な考え方

建築物の階段と同様に、階段の昇降は、妊婦や高齢者、身体に障害のある人にとって大きな負担であるとともに、転落などの危険性も高い場所であり、また、避難時の役割も大きいことから、安全性の高い構造にすることが求められます。

整　備　基　準

── ユニバーサルデザイン施設整備基準 ──

不特定かつ多数の者の利用に供する階段は、建築物３の項に定める構造に準じたものとすること。

多数の者の利用に供する階段は、建築物３の項に定める構造に準じたものとすること。

解　説　○建築物の階段と同様に規定しています。

好ましい階段の形状

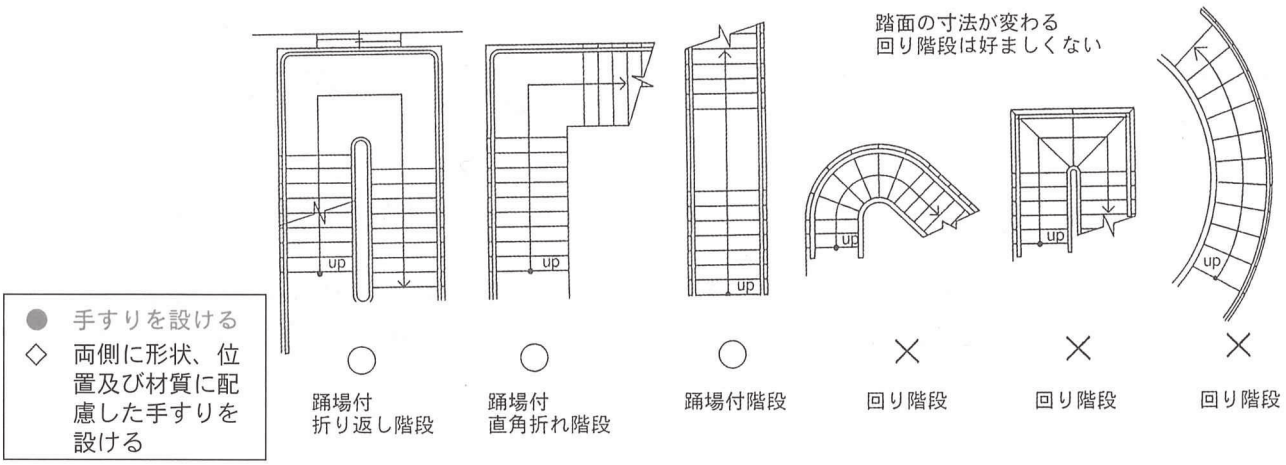

けあげ、踏面の形状（つまづきにくい構造の例）

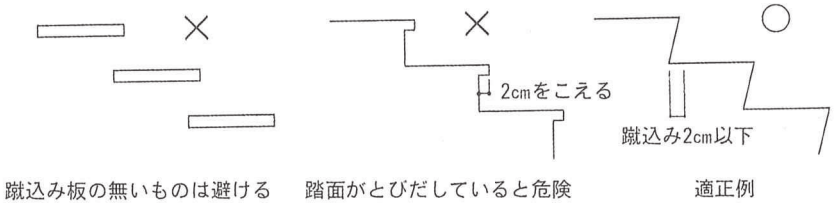

階段

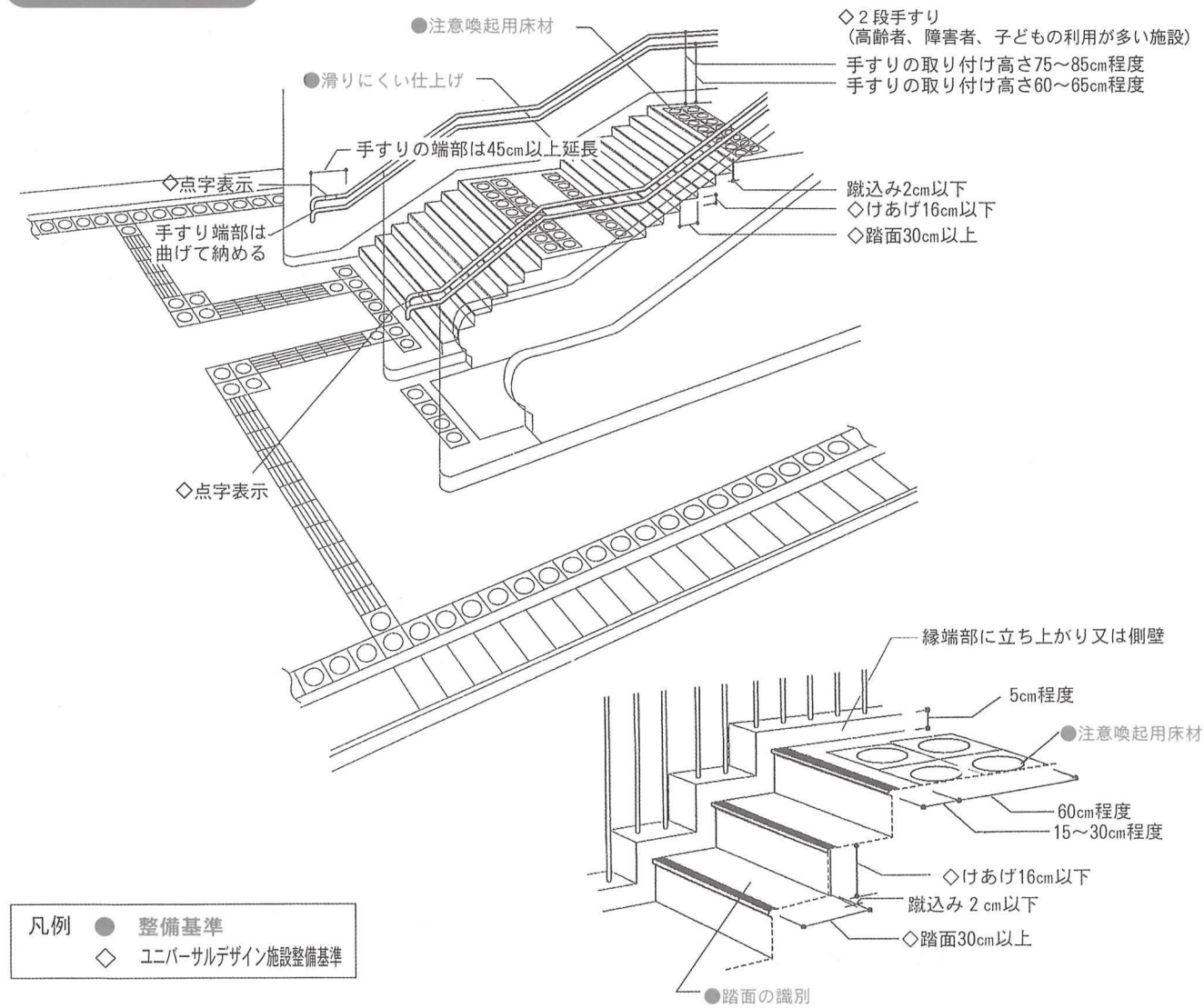

建築物以外の公共交通機関の施設



4 昇降機

基本的な考え方

公共交通機関を利用する際に、傾斜路だけでは解消できない段差がある場合には、車いすを使用する人や視覚に障害のある人が不自由なく利用できる構造のエレベーターの設置を求めています。

整備基準 ── ユニバーサルデザイン施設整備基準 ──

2の項(2)に定める経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合においては、建築物4の項(2)に定める構造のエレベーターを設置すること。

2の項に定める経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合においては、建築物4の項(2)に定める構造のエレベーターを設置すること。

解　説

○傾斜路等によって解消することが困難な高低差がある場合に設置を求めています。構造については建築物の昇降機と同様に規定しています。

エレベーターと階段の配置

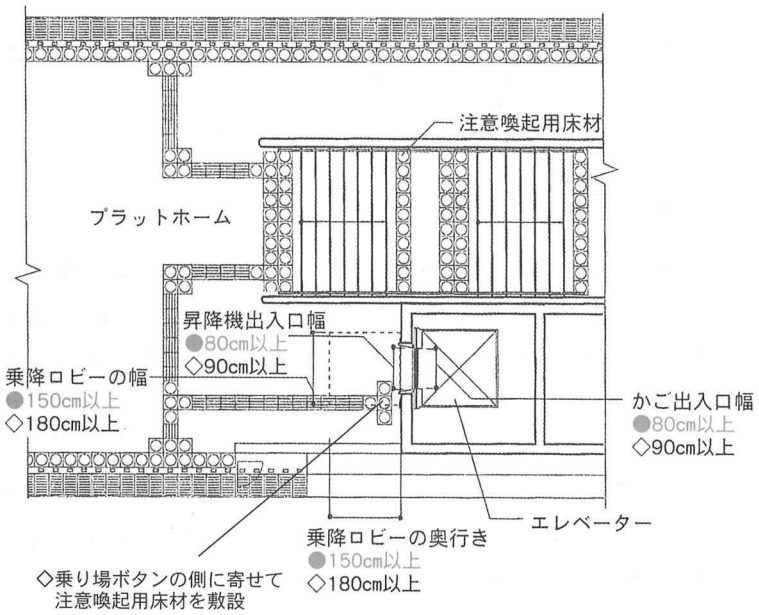

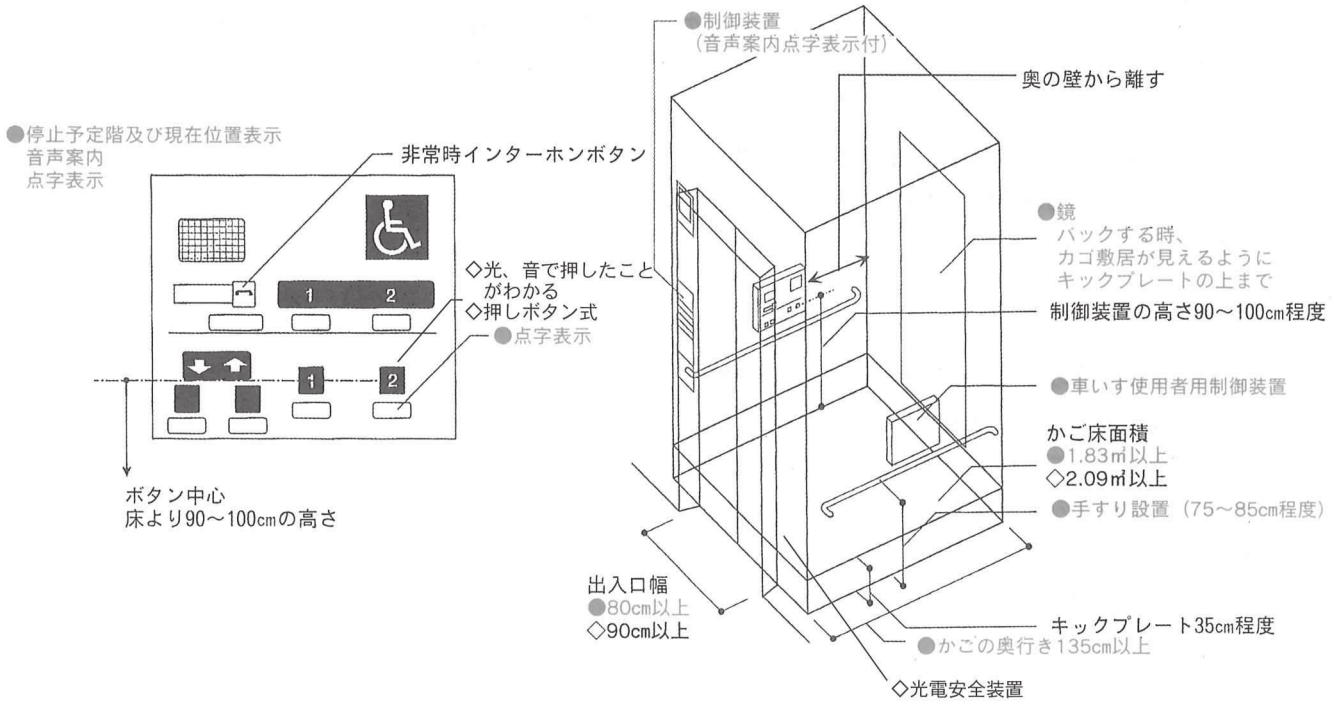

凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

建築物以外の公共交通機関の施設



5 便所

基本的な考え方

建築物の便所と同様に、車いすを使用する人が不自由なく利用できる構造の便所をだれもが利用しやすい場所に設ける必要があります。
改札口から乗降場までの経路上や乗降場に設ける場合を対象としています。

整備基準 ―― ユニバーサルデザイン施設整備基準 ――

(1)建築物13の項に定める構造の改札口若しくは１の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。

ア　床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ　次に定める基準に適合する便所を１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）設けること。

(ｱ)出入口は、建築物１の項に定める構造とすること。

(ｲ)建築物５の項(1)のイに定める基準に適合するものとすること。

ウ　イに定める基準に適合する便所には、建築物５の項(1)のウに定める基準に適合する洗面器を１以上設けること。

(2)建築物13の項に定める構造の改札口若しくは１の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合において、男子用小便器を設けるときは、床置式の小便器その他これに類する小便器を１以上設けること。

建築物13の項に定める構造の改札口又は建築物以外の公共交通機関の施設１の項に定める構造の改札口若しくは１の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に多数の者の利用に供する便所を設ける場合には、建築物の５の項(1)のイ、(2)、(3)及び(4)に定める基準に適合するものとし、かつ、当該経路又は乗降場に設けられる多機能便房の数は、当該経路又は乗降場に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数に50分の１を乗じて得た数以上とし当該経路又は乗降場に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上とすること。

解　説　○建築物の便所と同様に規定しています。

多機能便房

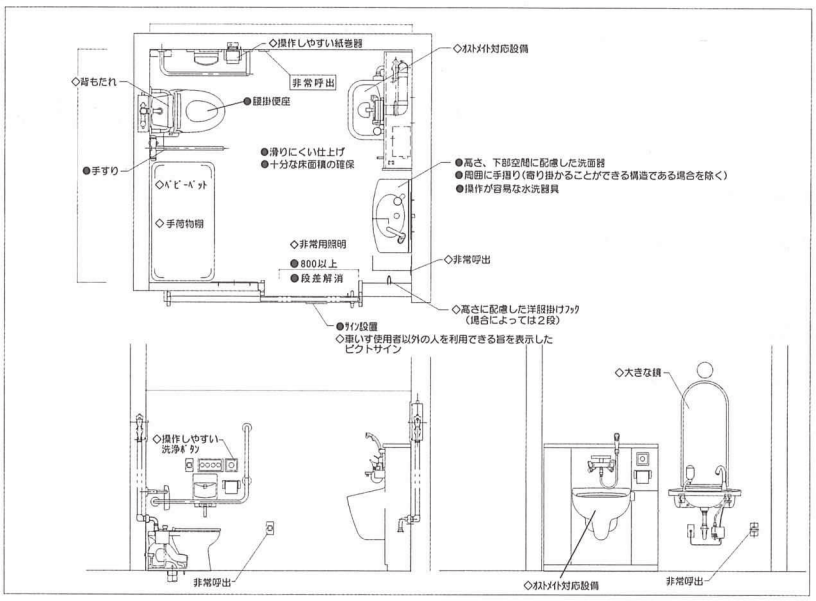

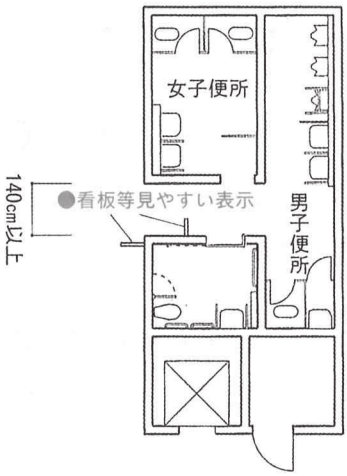

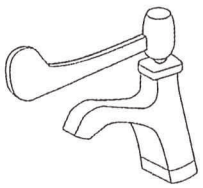

自動水栓器具



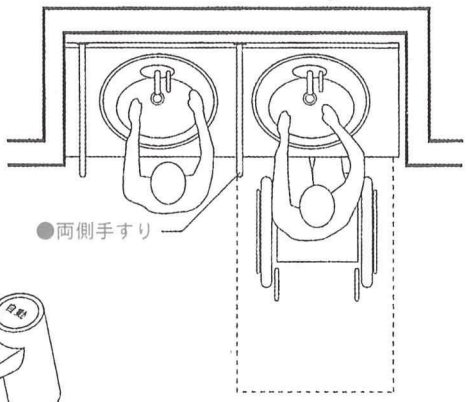

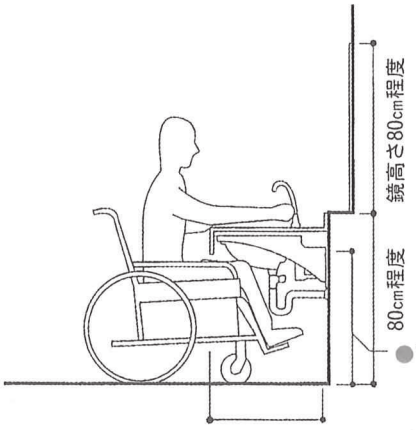

両側手すり付男子用小便器

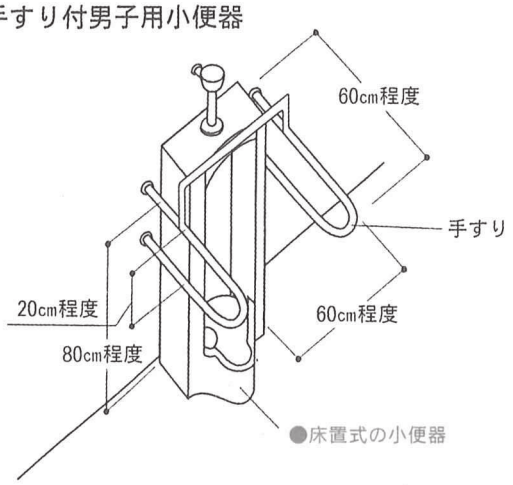

凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

建築物以外の公共交通機関の施設



6 乗降場

基本的な考え方

プラットホームは、転落等の危険があるため、まず安全上の措置が必要です。そして高齢者や身体に障害のある人にとって使いやすいものとする必要があります。

整備基準

―― ユニバーサルデザイン施設整備基準 ――

(1)表面は、滑りにくい仕上げとすること。
(2)縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
(3)両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。

解　説　○乗降場における転落などの危険から高齢者、身体障害者等を守るための施設について規定しています。

配慮事項　○列車とホームとの隙間や段差は、できるだけ少なくすることが望まれます。
○雨風や暑さ寒さを避ける待合室の設置が望まれます。

乗降場の整備例

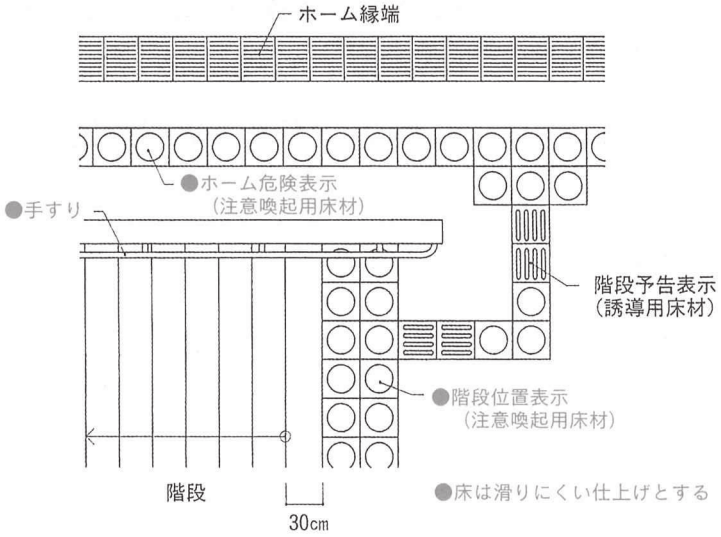

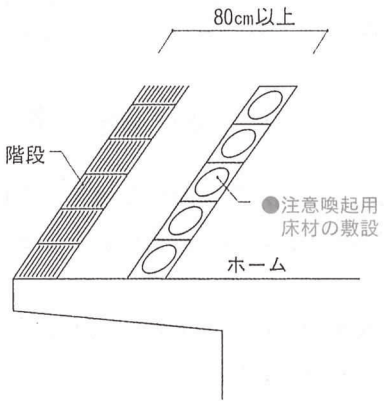

プラットホームの例

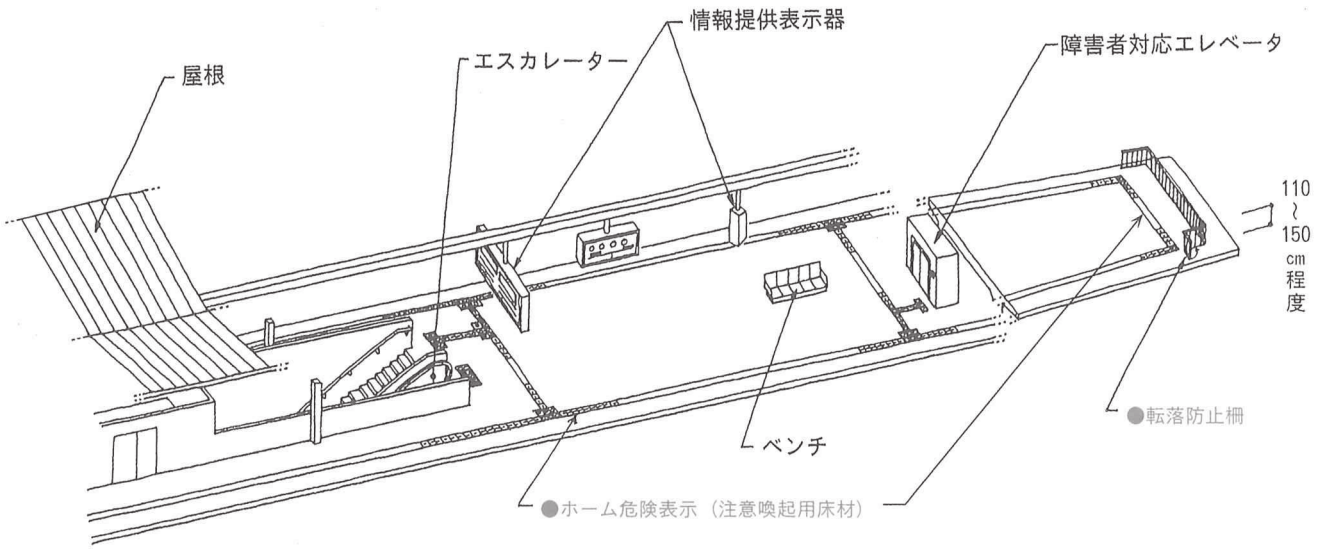

凡例　● 整備基準
　　◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

建築物以外の公共交通機関の施設 7

案内標示

基本的な考え方　建築物の案内標示と同様に規定していますが、列車の動きや事故等の情報を視覚や聴覚に障害のある人にも的確に伝えるための配慮が望まれます。

整　備　基　準

── ユニバーサルデザイン施設整備基準 ──

(1)案内板又は標示板を設ける場合においては、建築物17の項(1)に定める基準に適合するものとすること。

(2)主要な案内板は、建築物17の項(2)に定める基準に適合するものとすること。

解　説　○建築物の案内表示と同様に規定していますが、公共交通機関の性格上、列車の動きや事故等の状況を伝える電光掲示板や音声案内装置を設けるなど高齢者、身体障害者等への配慮が望まれます。

配慮事項　○改札口の付近や乗降場に列車の動きや事故等の状況を伝える電光掲示板や音声案内装置を設けることが望まれます。

◇誘導、位置、案内、規制の４種のサインを適所に配置

室内標示の例

各種案内板

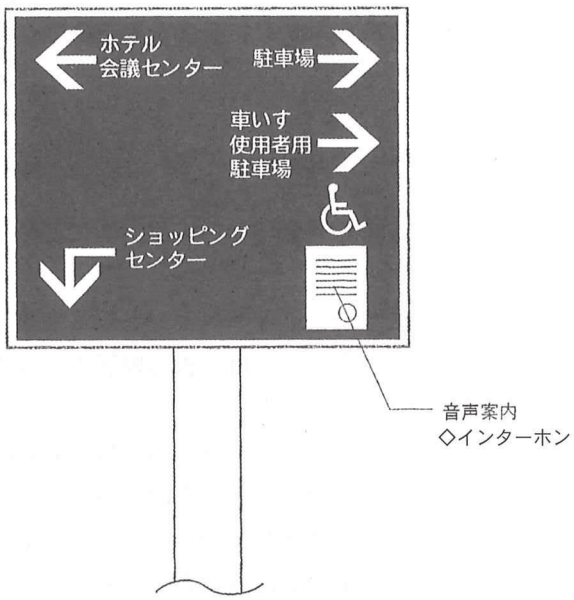

エレベーター案内

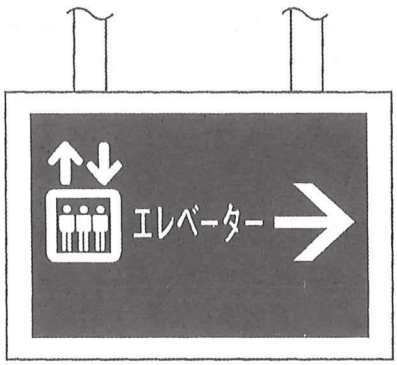

点滅誘導音装置付誘導灯

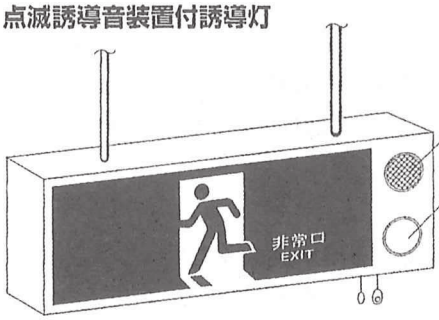

入口方向を示す案内



駐車場案内



各種サインの例



障害者が利用できる
施設・設備を示す
国際シンボルマーク



世界盲人連合が定めた
盲人を示す国際マーク



世界ろう連盟が定めた
聴覚障害者サイン